

○中小企業等の経営強化に関する基本方針

(平成十七年五月二日)

(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号)

改正 平成二四年 八月三〇日総務省、厚生労働省、農林水産省、

経済産業省、国土交通省告示第一号

同 二八年 七月 一日同 告示第一号

同 三十年 七月 九日同 告示第一号

令和元年 七月 五日同 告示第一号

令和元年 七月 十二日同 告示第二号

中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第三条第一項の規定

に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針を次のように定めたので、

同条第四項の規定に基づき公表する。

中小企業等の経営強化に関する基本方針

第1〜第4 (略)

第5 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上

「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は法第二条第十二項に

規定する事業承継等により他の事業者から取得した又は提供された経

営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に

活用される資源をいう。)を事業活動において十分効果的に利用(新

たに経営資源を導入することを含む。)することを指す。なお、「経

営力向上」の内容は、例えば、現に有する経営資源を利用する場合に

あつては、第二号から第五号までに掲げる事項とし、他の事業者から

取得した又は提供された経営資源を利用する場合にあつては、第二号

から第六号までに掲げる事項とする。

二 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

経営力向上に資する知識の習得又は技能の向上のための教育訓練、

熟練技能者の技能承継のための教育訓練その他の事業者がその雇用す

る従業員に対して実施する教育訓練をいう。

三 財務内容の分析の結果の活用

売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有

利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の事業者

の経営力把握に有用な財務情報の数値について把握し、適切な非財務

情報と組み合わせることで、経営力向上に係る管理すべき指標を定め

るとともに、当該指標により、当該事業者の過去の状況、同業他社の

状況又は業界平均値等と比較し、当該事業者の経営の状況を把握する

ことで得られた情報を、事業活動に活用することをいう。

四 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

客層ごとの購買傾向の情報その他の商品又は役務の需要の動向を把

握することで得られた情報を事業活動に活用することをいう。

五 経営能率の向上のための情報システムの構築

既製の情報システムの導入その他の経営能率の向上のための情報シ

ステムの構築をいう。

## 経営力向上関連部分抜粋

### 六 経営資源の組合せ

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することをいう。

### 2 経営力向上の実施方法に関する事項

#### 一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

#### 二 要件

##### イ 現に有する経営資源を利用する場合

労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注)労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、

労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとす。

ロ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場

合

#### (1) 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等(法第二条第十二項第九号に掲げるものを除く。)を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

#### (2) 経営指標

労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

## 経営力向上関連部分抜粋

る。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとする。

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

### 一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

### 二 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあつては、特に配慮するものとする。

### 三 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

### 四 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

### 五 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

### 六 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

### 七 I T等の活用の促進

国は、中小企業等の経営力向上に向けた取組の促進に当たって、中小企業等によるI T等を活用した生産性の向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

### 八 中小企業等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業等による幅広い取組を促すため、中小企業等の

# 経営力向上関連部分抜粋

規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

## 九 中小企業の事業承継の円滑化等に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するとともに、円滑な廃業に向けた環境整備を行うものとする。

## 十 計画認定の対象

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第二条第二項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号に掲げる法人が作成する経営力向上計画については、医業又は歯科医業のみに係る計画について認定の対象とする。

## 4 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

### 一 現状認識

市場規模、市場の動向、企業規模の分布その他の当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向

### 二 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上に取り組む中小企業者等が参考とすべき事業者の規模等に応じた取り組むべき具体的事項

### 三 経営力向上の実施方法に関する事項

当該事業分野の特性を考慮して設定される経営力向上に係る指標及び当該指標に係る中小企業者等が目標とすべき数値等

なお、事業分野別指針においては、基本方針に定める指標及び目標と異なる指標及び目標を定めることができることとする。この場合において、事業所管大臣は、基本方針に定める指標又は目標と異なる指標又は目標を定める理由を公表するものとする。

四 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

3の規定に基づいて定めるものとする。

五 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

第6の4から6までの規定に基づいて定めるものとする。

5～7（略）

第6 経営革新及び異分野連携携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備

1～3（略）

4 事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

中小企業者等の経営力向上に係る取組を支援するため、事業分野別経営力向上推進業務を実施するに当たっては、当該事業分野に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を有する者により、普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、次

## 経営力向上関連部分抜粋

に掲げる業務を行うこととする。

一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修

当該事業分野に属する中小企業者等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報についての普及啓発及び研修による教育訓練を行うこと。

二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実に図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究

経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集し、整理し、及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

### 5 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

一 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三 事業分野別経営力向上推進業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、事業分野別経営力向上推進業務の実施体制を構築すること。

四 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となつて、実質的に

人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

### 6 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たつて配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

## 経営力向上関連部分抜粋

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

7 情報処理支援業務の内容に関する事項

経営能力の相当程度の向上を行うおうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うこととする。

8 情報処理支援業務の実施体制に関する事項

一 行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）を有していること。

二 行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性）を有していること。

9 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国等が配慮すべき事項

イ 国、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報処理推進機構は、情報処理支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努め、中小企業者等の経営能力の相当程度の向上のための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、情報処理支援業務を行う者の認定の申請等に係る手続の簡素化に努めるものとする。

二 認定情報処理支援機関が配慮すべき事項

イ 認定情報処理支援機関は、自らが支援を行った中小企業者等の状況の把握を行い、実施した情報処理支援業務の効果の測定に努めること。

ロ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援の対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の円滑な実施の観点から、経営革新等支援機関との連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理推進機構等）の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

ニ 認定情報処理支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

ホ 認定情報処理支援機関は、自らのサイバーセキュリティの確保を図ること。

## 経営力向上関連部分抜粋

へ 認定情報処理支援機関は、中小企業者等が複数の情報サービスを組み合わせて利用できるよう、また、異なる情報サービスへの移行を円滑に行うことができるよう配慮をすること。